

原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課
脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための
電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する
規則等の改正案等に対する意見公募担当

2023年7月27日

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の
一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉の設置、運転等に関する
規則等の改正案等に対する意見

生活協同組合パルシステム東京
代表理事 理事長 松野 玲子

私たちパルシステム東京は、平和を基本とし「『食べもの』『地球環境』『人』を大切にした『社会』をつくり
ます」を理念に掲げ、約 53 万人の組合員が、安心して暮らせる持続可能な社会の実現を願い、事業と活動を
している生活協同組合です。

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、2011 年 12 月に「エネルギー政策」を策定するなど、持続可
能な社会の実現を目指して活動しています。これまでも事業活動や組合員家庭における省エネルギーの推進、
脱原子力発電運動、地域と協同した再生可能エネルギー普及活動に取り組んでまいりました。

本改正案は、老朽原発の 60 年超運転を可能にする規制制度です。原子力発電は、今回改正された法律名に
ある「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制」とは程遠く、ひとたび事故が起きたら、その環境破壊と社会
的被害は壮絶なものです。福島第一原子力発電所事故の反省に立ち返ることを強く要望するとともに、以下の
視点から強く反対します。

1. 丁寧な国民的論議もなく、科学的・技術的な担保がない安全規制は受け入れられません。

発電用原子炉は 2012 年、東電福島第一原発事故の教訓を踏まえて原子炉等規制法を改正し運転期間を
「原則 40 年、最長 60 年」とする上限が盛り込まれました。稼働後 40 年に満たない発電用原子炉でも、劣
化によるトラブル、点検漏れによる事故が報告されています。稼働後 40 年を超えればさらに事業者の点検
や老朽化評価には限界があり、原子力規制委員会の審査により科学的・技術的な安全性を担保できるのか
懸念されます。また、原子力発電の活用を前提とした運転期間延長については、法改正スケジュールを優先
し丁寧な国民的論議が行われない中で進められました。そのような安全規制は受け入れられるものではあ
りません。

2. 運転期間を、運転開始から原則 40 年とする現行規定を堅持すべきです。

これまでも、運転期間 30 年を超える原発に対しては高経年化対策制度として 10 年ごとの審査が行われ
ており、今回の制度により安全規制を厳格化したわけではありません。老朽原発は原子炉の耐久性など未
知な要素が多く、専門家からも多くの指摘を受けています。世界でも 60 年を超えた運転の例はなく、科
学的知見が乏しいなかでは、運転期間を、運転開始から原則 40 年とする現行の規定は残すべきです。

以上